平成２５年（フ）第３４号
熊本県上天草市姫戸町二間戸3862番地３
債務者　前田　広司
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第１３９号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町47番地の39　道住２号棟２―402
債務者　樋口　幸恵
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２２９号
福岡市西区姪の浜３丁目28番５―１号
破産者　桑山　　建
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７号
佐賀県伊万里市二里町大里乙92番地１
破産者　有限会社かた山
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６号
島根県隠岐郡隠岐の島町飯田ハケノ前31番地６
破産者　有限会社山本工務店
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
岡山県倉敷市児島田の口４丁目17番52号
破産者　杉本　伸一
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０２号
横浜市旭区上川井町５番地６
破産者　関東梱包運輸倉庫株式会社
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４６号
最後の住所岩手県奥州市水沢区西上野町10番16号
破産者　亡鈴木吉野相続財産
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第２０号
山形県北村山郡大石田町緑町14番地の４
破産者　有限会社小林工務店
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５号
栃木県大田原市須佐木2084番地
破産者　須佐木木材有限会社
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第３６号
栃木県大田原市須佐木765番地
破産者　戸村　正夫
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２３号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1588番地
破産者　尾張屋産業株式会社
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第５０号
佐賀県鳥栖市儀徳町字浦田3245番地２
破産者　有限会社西田電器
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１８号
東京都青梅市今井３丁目７番地の17
破産者　株式会社ユキ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８６０号
東京都多摩市鶴牧５丁目14番地の３
破産者　石井　　昇
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９０号
東京都国立市青柳１丁目27番地の１ステイトリイ国立101
破産者　今堀美佳子
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２４３号
東京都町田市本町田57番地１公社住宅イ943
破産者　田辺恵こと　田邊　　恵
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７９号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート５―303
破産者　關口　一男
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８０号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート５―303
破産者　關口沙由美
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部